

— 新型コロナウイルスの影響で

生活や健康に不安を抱えていませんか？ —

コロナ禍に伴う「無料低額診療」のご案内

「無料・低額診療事業」とは
(社会福祉法第2条3項)

生活困窮などを理由に受診等を控えている方へ、無料診療や窓口での自己負担分を減額又は免除を行う事業です。

対象者:

新型コロナウイルスの影響による収入減少、失業、休業などにより医療費の支払いが困難となっている方、またその方と同一世帯の方。

減免率:

窓口負担金の全額免除

減免期間:

申請日より3ヶ月間

※生活状況に応じて更新可能です

申請書類:

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少がわかるもの
給与明細や売上明細、離職票など
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う公的制度の申請書類
休業証明や持続化給付金・緊急小口資金・納税猶予申請書など

問い合わせ/申請窓口

社会医療法人 健友会

| | | |
|-----------|---------------|---------------|
| 上戸町病院 | ☎095-879-0705 | 長崎市上戸町4丁目2-20 |
| 大浦診療所 | ☎095-821-1367 | 長崎市大浦町9-30 |
| 香焼民主診療所 | ☎095-871-0265 | 長崎市香焼町501 |
| 花丘診療所 | ☎095-848-9171 | 長崎市花丘町13-19 |
| 五島ふれあい診療所 | ☎0959-75-0717 | 五島市三尾野2-1-29 |